

相談事例(13)

名簿抹消をかたって商品を売りつけ

相談事例①

家庭消費者センターと名乗るところから「個人情報3社に載っている。登録を消してあげる」と電話があった。聞いてみると、確かに1社は利用したことがある会社だったが、他の2社は知らなかった。うち1社は東北の震災の放射能除去の会社だった。「登録を消す」と電話をしたところ、別の会社に連絡をするよういわれた。そこに電話をすると、「登録抹消の手続きには抹消する会社の数だけ、他の人を紹介する必要がある。紹介できない場合は、先の会社に放射能除去機が100台残っているので、代金はいらぬから、あなたの名前で申し込んでくれ」といわれた。不安に思ったが、名簿が抹消できるならと思い、100台買うと伝えた。不安になり再度連絡をしたが、留守電になっていた。(70歳代 女性)

相談事例②

数年前電話勧誘で、先物取引をした。追証拠金を次々つぎ込まされ2,000万円にもなったが、その会社は倒産した。その直後から「損を取り戻す」という電話やFAXが頻繁にくるようになった。最近、海外の会社の日本支社と称するところから、「適格期間投資家等特例業務届け出等の受理状況」という書面と「個人情報削除申請書」が送られてきた。よくわからないが投資関係と思われる。(70歳代 男性)

■個人情報の抹消をかたり勧誘

この2件はいずれも個人情報を抹消する、と勧誘しています。個人情報は、個人情報保護法に規定されています。目的は、個人情報の適正な基本理念、政府による基本方針を定めて国、地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護するというものです。

事例2の業者が送信してきた、「個人情報削除申請書」なる書面は法には定めがありません。また、書面に記載されている「法第37条第1項の規定に基づく保有個人情報取扱の停止請求」の規定はありません。法第37条は個人情報取扱事業者の認定を規定している条項です。いずれも事実とはことなります。

■相談室の対応

事例1については、相談室から1社に対して申し込みは取り消す旨の電話を入れました。他の1社については電話がつながりませんでした。相談者にはお金の請求が来ても決して支払わず、相談室に連絡をしてほしいと伝えました。1週間を経過しましたが何の連絡もなく、2社とも電話がつながらなかったことから、いったん相談は終了とし、再度連絡があれば警察への相談を助言して終わりました。

事例2については、相談者が申し込みはする気はないと明言しましたので、情報提供にとどめました。

個人情報さまざまな形で収集され、悪用されることもあります。情報の抹消に法の規定はありません。例えば通信販売協会にカタログ等の送付を辞める手続きを取ることができます。ただし、会員会社にとどまります。万一、悪用された、という場合には警察に相談しましょう。

(以上)